

令和2年7月3日

| 発 言 者  | 発 言 要 旨  |
|--------|--|
| 島津委員   | 提案のあった医療機関への給付事業について、地方創生臨時交付金を財源としているのか。  |
| 財政課長   | 政府の二次補正において本県に配分された、地方創生臨時交付金約 127 億円を活用するものである。   |
| 島津委員   | 定例会最終日での提案となったのはなぜか。   |
| 総務部長   | 地域の医療体制の維持に不可欠な民間医療機関の収益の落ち込みが6月末になって判明したこと、また利用可能な財源の目処が立ったことから、この時期での提案となったものである。  |
| 志田委員   | 今回の給付を定額としたのはなぜか。  |
| 財政課長   | 実損失額の減収補填に地方創生臨時交付金を充当することはできないこと、また、各医療機関の減収額に応じて一定割合を支援金として支給する場合、審査のために時間を要することとなり、迅速な給付を実施できないこと、から定額の給付となったものである。   |
| 渋間副委員長 | 地方創生臨時交付金の残高はいくらか。また、基金として積み立てる額はいくらになるのか。   |
| 財政課長   | <p>地方創生臨時交付金は約 183 億円配分されているが、今回提案した給付金が 4.3 億円であり、残高は 79.5 億円となる。</p> <p>地方創生臨時交付金の取扱いが変更となり、次年度から5年分の利子補給等に必要な額を積み立てることができることになったが、見込み額は最大で 98 億円であり、既に不足している状態である。</p> <p>一方で今回提案した給付金のように、早急を実施を検討しなければならない事業もあり、積立金をいくらにするかについては十分検討していきたい。</p> |